

令和7年西東京市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 令和7年3月31日（月）
開会 午後4時00分 閉会 午後4時31分
- 2 場 所 田無庁舎5階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
- 5 出席職員 教 育 部 特 命 担 当 部 長 岡 本 範 子
教育部副参与兼教育企画課長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部副参与兼教育支援課長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 欠席委員 委 員 山 田 章 雄
- 7 欠席職員 教 育 部 長 早 川 礼 成
教育部主幹（教育企画課） 栗 林 武
- 8 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 佐々木 通
- 9 傍聴人 0人

令和 7 年西東京市教育委員会第 2 回臨時会議事日程

日 時 令和 7 年 3 月 31 日（月）午後 4 時から

場 所 田無庁舎 5 階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 9 号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程
- 第 3 議案第 10 号 令和 7 年度教育関係予算の訂正について（申出）の専決処分について
- 第 4 議案第 11 号 西東京市公立学校の教職員人事についての専決処分について
- 第 5 議案第 12 号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について
- 第 6 議案第 13 号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 7 議案第 14 号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 第 8 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第 2 回臨時会
(3 月 31 日)

午 後 4 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は今井委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は今井委員にお願いいたします。

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第11号 西東京市公立学校の教職員人事についての専決処分について、及び日程第5 議案第12号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について、並びに日程第6 議案第13号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、これらにつきましては、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第8 その他の後に開催したいと思いますが、本案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○後藤教育長 全員賛成。よって、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○後藤教育長 日程第2 議案第9号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第9号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程、について説明申し上げます。

本議案は、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び市長の権限に属する事務の補助執行及び委任に関する規則の一部改正に基づき規程を整理するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の「西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程新旧対照表」を御覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

別表第1の改正案を御覧ください。下線部となりますが、「西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成13年西東京市規則第33号）別表第1 1の項に規定する正規の勤務時間の割振りの変更」を追加するものでございます。こちらは、職員のワーク・ライフ・バランスを支援する観点から時差勤務制度を拡大することに伴い、勤務時間の割振りの変更について、係長等以下については課長が、課長等については部長が専決できるようにするものでございます。

続きまして、同じく別表第1の現行の中段あたりになりますが、下線部でございますが、

契約締結の項については削除してございます。こちらは、市長部局で所管する市長の権限に属する事務の補助執行及び委任に関する規則が改正され、西東京市契約事務規則第68条第1項第3号及び第4号に規定する契約のうち、1件500万円以上3,000万円未満のものの締結に関することは、教育委員会の部長及び担当部長に、西東京市契約事務規則第68条第1項第1号及び第2号に規定する契約並びに第3号及び第4号に規定する契約のうち、1件500万円未満のものの締結に関することについては、教育委員会の課長及び館長の補助執行となることから、削除するものでございます。こちらは、さきの教育委員会第2回定例会において御協議いただいた市長の職務権限を教育委員会の補助執行とすることを踏まえたものでございます。

この訓令は令和7年4月1日から施行いたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第9号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 議案第10号 令和7年度教育関係予算の訂正について（申出）の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第10号 令和7年度教育関係予算の訂正について（申出）の専決処分について、説明申し上げます。

令和7年度の西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算の訂正に関しまして、令和7年第1回西東京市議会定例会に提案を行う日程上から、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、教育委員会事務委任規則第5条の規定により令和7年3月13日に専決処分をいたしました。このことから、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。令和7年度の西東京市一般会計予算のうち、教育関係予算につきましては、令和7年2月4日に専決処分を行い、同月9日の第1回教育委員会臨時会で報告を行ったところでございますが、その後、学校給食調理業務委託の入札不調に伴い予算の訂正が生じたものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の「専決処分書」を御覧ください。

まず、歳入でございます。20款諸収入は、教職員給食費等を1億8,209万7,000円に訂正するものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。2項小学校費を34億2,971万6,000円に、3項中学校費を15億5,946万9,000円に訂正するものでございます。訂正の内容といたしましては、入札不調により、小学校1校、中学校1校分の給食調理業務について、4月当初からの開始ができないことから、当該小学校及び中学校の1学期分の給食食材購入のための賄い材料費、給食調理委託料、給食配送委託料を減額するとともに、給食の

代替となる外注弁当を提供するための経費を給食調理配食等委託料として計上するものでございます。

説明は以上でございます。御承認賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 4月からということで、新しく学校に入られるお子さんも多いと思うんですが、保護者への説明はどのような形でされるのですか。

○近藤学務課長 4月に新たに入学される小学生、また、中学生のお子様の保護者向けでは、先週、3月中に学務課より郵送で御案内を送らせていただきました。先週、29日（土曜日）に保護者説明会を碧山小学校、明保中学校の両校で開催させていただいたところでございます。

○服部委員 そのときにお集まりになった方はどれぐらいいらして、何か御意見というか、皆様から御納得していただけたのでしょうか。

○近藤学務課長 碧山小学校で開催した説明会の参加者は約100名、明保中学校で開催した分につきましては約40名の御参加をいただいたところでございます。入札不調の経過や4月からの外注弁当のお申し込みに関しての御説明をさせていただき、おおむね御理解をいただいたところでございますが、食物アレルギーのあるお子様や、御家庭からお弁当を持っていきたいといった保護者の方から御意見、御質問をいただいたところでございます。

以上です。

○服部委員 わかりました。ありがとうございます。

○米森教育長職務代理者 質問になりますけれども、予算の訂正ということで、中身の訂正ということだと思うんですが、多分教育関係は増やしていますよね。増額しているので、その分どこからかお金を。最初に組んでいるのと違うので、つけかえ部分があると思うんです。そういう場合には、例えば教育関係の中から捻出するとか、そういうことでこれはいつているのですか。それとも、どこかからの補正とか、予備費みたいなものから出すようになるのですか。よろしくお願いします。

○近藤学務課長 今回の増額分の予算の財源でございますけれども、こちらは、市長部局のほうの財政調整基金からの繰り入れで充当しているところでございます。

以上です。

○米森教育長職務代理者 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第10号 令和7年度教育関係予算の訂正について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

○後藤教育長 日程第7 議案第14号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 議案第14号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命について、提案理由を説明申し上げます。

恐れ入ります。資料を1枚おめくりいただきまして、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命についてを御覧ください。3月末の人事異動によりやむを得ず委員から離任する必要が生じた職員と、新たに学校に着任した職員について、それぞれ解任と任命を行っているものでございます。あわせまして、各学校長より追加で推薦のあった委員につきましても掲載してございます。委員の氏名及び区分は記載のとおりでございまして、任期はほかの職員と変わらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略します。

これより議案第14号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の解任及び任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第8 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質問をお受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○後藤教育長 日程第4 議案第11号 西東京市公立学校の教職員人事についての専決処分について、及び日程第5 議案第12号 西東京市公立学校教職員に関する措置等について、並びに日程第6 議案第13号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、は人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 後 4 時 17 分 休 憩

午 後 4 時 30 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和7年西東京市教育委員会第2回臨時会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 4 時 31 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員